

第1号様式

法令適用事前確認手続(照会書)

令和6年 9月 18日

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 御中

照会者名 シュマルツ株式会社 手動搬送システム営業部 部長

瀬井克典

住所 神奈川県横浜市都筑区大圃町3001-7

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容(照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名)が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

建設業法第3条第1項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

A社は、一般工場の商品生産工程において用いられる搬送用機器の製造・販売を手がける事業者である。A社は今現在何らの建設業許可を有していない。

A社が製造・販売する搬送用機器製品には、一般にバキュームリフトと呼ばれる機械製品がある。バキュームリフトとは、加工機への材料投入・取り出し作業や段ボール梱包の積み付け作業等、装置間や工程間において発生する人手による荷役作業に際し、その持ち上げ力を一定割合でアシストすることができる空気圧式の助力装置である。A社が製造・販売するバキュームリフトはその運転・使用に際して免許や資格を必要としない。

A社が製造・販売するバキュームリフトは、ジブ機構により旋回運動が可能な金属製ビームとそのビームを支持する金属製自立支柱を基本的な構造体とし、搬送対象物を自在に上下移動させるための収縮式空気チューブと先端効果器、及び空気チューブの収縮に必要な空気圧を生成するための電気式真空発生器等から構成され、その金属製自立支柱には、それ自体で自立させるために金属製ベースプレートが取り付けられる仕様形態となることが多い(図1)。金属製自立支柱は要求仕様に応じておよそ3,000～5,000mm程度の高さになるように、金属製ベースプレートは要求仕様に応じておよそ1,200～1,500mm四方になるように設計される。製品重量は仕様により異なるが、ベースプレート単体で重量およそ350～1,500kg、ベースプレートを除くその他の構造体部分で重量およそ600kg程度になる。

上記のような金属製ベースプレートを含むバキュームリフト一式は、耐震対策を求める顧客要求等に応じて、あと施工アンカー等を用い自立支柱のベースプレートをコンクリート床面へ緊結固定する仕様で設計・製造することがある。この場合、納地にてあと施工のアンカー等を用いた設置工事を行う必要がある。



図1 バキュームリフト

A社はカタログ配布等を通じてバキュームリフト一式の製造注文を募り、受注した場合には顧客からの仕様要求を踏まえ設計・製造し販売する。

B社はメーカーなどの一般需要家であり、工場建屋内の生産工程の必要箇所にA社のバキュームリフト製品を設置し使用する。B社工場はすでに操業開始しており、A社のバキュームリフト製品の購入・設置は、工場新設や増床、建築設備工事などとは切り離されそれぞれ単独で行われる。

また、バキュームリフト一式は投資財機械装置の一種であり最終的にB社の減価償却資産となるが、これらは税法の勘定科目でいう「建物」若しくは「建物附属設備」には該当せず、また同時に、土地の上に定着する建物以外の土木設備又は工作物を表す勘定科目である「構築物」にも該当しないため、バキュームリフト一式が建築物又は土木工作物にはあたらないものであると解しても一般性は損なわない。

上記により、この度照会したい個別具体的な事実は次の通りである。

建設業許可を有しないA社が、発注者であるB社との個別契約に基づき、消費税額を含め総額500万円以上となるバキュームリフト設置工事の完成(製品の設計・製造も含む)をB社から直接請け負うこと。

尚、バキュームリフト設置工事の工程は次の通りである。

- ① バキュームリフト一式をトラック等で設置現場へ搬入しフォークリフトで積み下ろす。この作業に際して、クレーン揚重業(建設揚重業)の類の専門工事作業は必要としない。
- ② 工場建屋内の既製コンクリート床面にバキュームリフトを設置する。コンクリート床面と緊結する仕様指示があった場合は、あと施工アンカー等を用いて、金属製自立支柱のベースプレート部をコンクリート床面へ単にボルトで緊結する。この作業に際して、コンクリート基礎の建設造成などの専門工事作業は発生しない。
- ③ 2次側電源の配線接続を行う。1次側電源への接続作業は発注者が実施する。
- ④ バキュームリフトの試運転や調整を行った後、発注者へ引き渡す。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

見解：

A社は上記の営業を行うにあたり、建設業法第3条第1項の規定に基づく建設業の許可を受ける必要はないと思量します。

根拠：

建設省計建発第93号(昭和49年3月26日付け)によると、投資財機械を建築物又は土木工作物に緊結固定する工事作業は、基本的に機械器具設置工事には該当しないとの判断が示されています。

A社のバキュームリフト製品はいわゆる投資財機械装置の一種でございます。また納入先で行われる工事作業は先述のバキュームリフト設置工事の工程通りに行われます。従って、過去に示された判断にない、本業務は特定の建設工事業に該当せず、建設業の許可も必要としないと解しております。尚、本業務は、労働安全衛生法第88条第2項および同法第88条第4項による届け出が必要な建設工事の規模には該当しない内容と規模であり、また当然ながら、建築基準法第15条第1項による、建築工事届および建築物除却届の提出も必要としない内容となっております。

4. 公表の延期の希望(希望する場合のみ)

希望しません。

5. 連絡先

〒224-0027 神奈川県横浜市都筑区大榎町3001-7
シュマルツ株式会社 開発課 小川尚希

